

## ○議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 5 承認第 2 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 10 号) の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 8 議案第 4 号 権利の放棄及び和解について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 7 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更につ  
いて
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 11 号)
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 7 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 7 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第  
4 号)
- 日程第 13 議案第 9 号 令和 7 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算 (第  
4 号)
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 7 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 7 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 7 年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 7 年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 15 号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 20 議案第 16 号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 17 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 18 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 23 議案第 19 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 関ヶ原町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第27 議案第23号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第24号 関ヶ原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 関ヶ原こどもまんなかプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第27号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第28号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第29号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第30号 関ヶ原町上下水道委員会設置条例の制定について
- 日程第35 議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第32号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第33号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金について
- 日程第38 議案第34号 令和8年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第39 議案第35号 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第41 議案第37号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第42 議案第38号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第43 議案第39号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第44 議案第40号 令和8年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第45 議案第41号 令和8年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算
- 日程第46 議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小畑政治君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	徳永英俊君	西消防署長	桐山潤君
古戦場活用推進課長	安部樹君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書記	西尾英典
書記	西村里美		

### 開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） これより令和8年第2回関ヶ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 子安健司君、4番 中川武子君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和7年11月分から令和8年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、承認第1号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第1号について御説明申し上げます。

衆議院の解散に伴い、先般2月8日に執行されました衆議院議員総選挙等に係る関連経費805万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億2,567万9,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第9号）を令和8年1月15日付にて専決処分により定めましたので、ここ

に御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第5 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、承認第2号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号について御説明申し上げます。

今期の除雪作業における1月までの除雪対策関係経費2,437万5,000円及び訴訟事案に係る弁護士委託料13万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,018万6,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第10号）を令和8年2月5日付にて専決処分により定めましたのでここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましてはそれぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

承認第2号、一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについての詳細説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。





なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第8 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第4号 権利の放棄及び和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

令和6年9月議会定例会におきまして議決いただきました議案第65号 訴えの提起事案において、このたび権利の放棄及び和解をするに当たり、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第4号 権利の放棄及び和解についての詳細説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定による権利放棄と第12号の規定による和解をするため、議会の議決を求めるものでございます。

1項の和解の当事者としまして、原告である関ヶ原町と被告との間にて和解をするものです。

2項の事件名は、町営住宅の建物明渡し等請求事件。

3項の事件の概要につきましてはですが、町営住宅の明渡し等を求めたものでありますが、住宅の明渡しは訴訟中に任意に行われたので、明渡し請求訴訟は終了し、滞納賃料の請求だけが

訴訟係属をしています。

4項としまして、放棄する権利及び和解の概要につきましては、建物明渡等請求事件の認容された請求権のうち、5項に記載の遅延損害金の全てについての権利を放棄し、和解するものでございます。

5項の1としまして、放棄する権利の金額につきましては、訴訟の手続を開始した令和7年1月27日より古い未払い賃料債務を被告人が和解条項に従って分割して支払った場合においては、遅延損害金の全額を放棄するものでございます。

また、2としまして、任意の退去を確認した令和8年1月29日までの滞納賃料のうち、この訴訟中に任意に支払った賃料、遅延損害金を放棄するもの。

6項の放棄及び和解の理由は、岐阜地方裁判所大垣支部の裁判官より職権に基づく強い和解勧告があり、被告がこれに応じる意志を示していることから、この和解案に応じ、事件の早期解決を実現するためでございます。

7項の和解条項の1は、原告は、被告が本件建物を明け渡したことを確認するとともに、残置物の所有権を放棄し、原告が処分することに異議を述べないこととし、2は、被告は、原告に対し、記載の賃料の支払い義務があることを認め、記載の方法で分割して支払うことを承諾するものです。

3におきましては、被告が前号の支払いを記載内容に怠った場合、被告は期限の利益を喪失し、前号記載の金額から既払い金を控除した残額を直ちに支払うこととし、4としまして、原告である関ヶ原町は、その余の請求をいずれも放棄することを定め、5としまして、原告及び被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認し、6としまして、訴訟費用は各自の負担とするものでございます。

8項では、明渡し対象物件である町営住宅の所在を記しております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第5号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

サービス事業費の減額により、令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金を1億1,558万3,000円から1億1,449万5,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第6号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

歳出につきましては、精算見込みによる人件費の減額や各事業の実績状況、決算見込みによる過不足を計上させていただき、歳入につきましては、税收等の見込みによる補正、また補助金等それぞれの確定に伴う補正など1億5,584万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を63億9,433万9,000円とする令和7年度一般会計補正予算（第11号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましてはそれぞれの担当課長から説明をいたさせますが、職員給料、手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第6号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書におきましては、38ページからよろしくお願いいたします。

まず、人件費関係でございますが、提案説明にもございましたが、決算見込みによるものでございますので、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

あと、各補正内容におきまして、年度末による事業の精算及び決算見込みによる減額補正が主なものになっておりますので、単に精算や決算見込みによる補正項目につきましては一部省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、38ページ、総務費、総務管理費の文書広報費でございます。

使用料及び賃借料のOfficeライセンス利用料でございますが、当初導入予定のオフィスをクラウド利用で進めておりましたが、町のシステム環境との不都合が多々確認できたことから、従来のオフィスを端末導入と合わせリースに切り替えたことによりまして58万6,000円を皆減させていただくものでございます。

次に、財源組替えの関係でございます。9月議会定例会におきまして、はがき圧着機の購入をお認めいただきまして事業を進めてまいりました。当初、国庫補助金で計上をしておりましたが、このデジタル基板改革支援補助金につきましては、地方公共団体情報システム機構からの補助金であったことによりまして、雑収入として財源を組み替えさせていただくものでございます。金額の差異につきましては、購入時の契約先による差異でございます。

次に、財産管理費の委託料の関係でございます。委託料のガバメントクラウド等運用管理保守委託料39万6,000円と地方公共団体情報システムの標準化に係る改修委託料244万4,000円及び使用料及び賃借料の対象外システムインフラ環境利用料の322万円につきましては、これは

地方公共団体のシステム標準化に関わるものでございますが、このシステム標準化の構築が令和8年度へ延伸することになりましたので、関係経費につきまして減額をさせていただくものでございます。

この地方公共団体システム標準化に関わる予算につきましては、総務費のみでなく、以下に続く歳出において対象となる予算項目につきましても同様の減額となっております。一般会計補正予算並びに関係する特別会計予算におきましても同様の減額となっておりますので、以下におきましては、各会計ごとの詳細説明は省略をさせていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、財源の組替えでございます。先ほども御説明をさせていただきましたが、地方公共団体情報システム機構からの補助金となることから、組替えをさせていただくものでございます。この組替えの差異でございますが、この補助金は利用料も含めて運用開始までが対象となっております。当初は、令和7年度11月頃の運用開始を進めておりましたが、令和8年度まで延伸することによりまして年度末までの利用料が対象となることから、金額が変わっているというところでございます。

あと、委託料の構成管理サーバー機器等保守料やインターネットブラウザ環境分離業務委託料等につきましては、精算による減額でございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 39ページをお願いいたします。

企画費でございます。

各節にございます地域おこし協力隊関連経費の減額でございますが、今年度募集をし、1名の採用を決定しております。3月よりの着任で関連経費を減額させていただきましたが、住居等の契約などの諸事情により、現在4月着任の予定で進めております。

あわせて、ふるさと納税関連経費の減額につきましては、今年度1億円の寄附金を目標に進めておりましたが、目標額に達しないことによる減額でございます。

財政調整基金費でございます。それぞれの基金の利息と一部寄附金を目的に応じた増額と合わせ、減債基金については利息分に合わせ、今年度普通交付税の臨時費目として別立てされた臨時財政対策償還基金費分を積立てするものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

41ページ、戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。

委託料の4番目からでございます。

戸籍情報システム改修業務委託料の184万8,000円、住基システム改修業務委託料74万3,000円、コンビニ交付システム改修業務委託料113万9,000円でございます。戸籍付票への旧氏及び振り仮名に対応するための改修で、国の予算が令和7年度予算のため今回補正をさせていただきますが、全額令和8年度に繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、43ページでございます。

民生費をお願いいたします。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の節19の扶助費でございます。

自立支援給付費800万円の増額でございます。決算見込みにより増額をさせていただいております。

44ページをお願いいたします。

44ページの中段からの児童福祉費でございますが、もう一枚めくっていただきまして、内容は45ページでございます。

節18の負担金補助及び交付金の中で15万2,000円でございます。病児保育広域利用負担金の不足見込み分でございます。

扶助費の施設型給付費16万9,000円につきましても、給付見込みによる不足分でございます。

児童福祉施設費は、寄附金1万円をいただきましたので、財源の組替えをしております。

児童福祉施設建設費につきましても、国の施設整備交付金31万3,000円、また寄附金をいただきました。また、地方債の減額等の財源の組替えをしております。よろしくをお願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 46ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。

12番、委託料125万円の減額でございます。こちら実績に基づくもので、22番、償還金利子及び割引料につきましても、6年度に交付された産婦健診検査事業費の確定に伴う国庫補助金の返還でございます。

2番、予防費、委託料67万4,000円の減額は、実績見込みによるものです。

健康増進事業費の12番、委託料、自殺対策計画策定業務委託料20万円の減額、がん検診委託料150万円の減額、電算処理委託料68万8,000円の減額、こちらにつきましても、今年度末の実績見込みによるものでございます。

○水道環境課長（坂東 崇君） 47ページ、環境衛生費の委託料の41万8,000円の減額につきましては、生活排水対策推進計画策定業務委託料と総合環境調査委託料の契約に伴う減額でございます。

負担金補助及び交付金の60万8,000円の減額につきましては、太陽光発電設備等設置補助金の申請がございませんでしたので、減額をさせていただくものでございます。

斎苑管理費、150万円の減額につきましては、使用料の減に伴う財源の組替えでございます。

続きまして、衛生費、清掃費の清掃総務費、委託料の103万5,000円につきましては、一般廃棄物基本計画策定業務の契約に伴う減額でございます。

塵芥処理費、需用費150万円の減額につきましては、指定ごみ袋作成に伴う減額でございます。

す。

同じく負担金補助及び交付金の57万5,000円につきましては、南濃衛生施設利用事務組合の負担金でございますが、組合のほうで調整がありましたので57万5,000円を減額させていただくものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　続きまして、48ページをお願いします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金430万2,000円の減額は、支払い実績に伴う不用額の減と新規就農者育成総合対策事業費補助金342万4,000円について、玉地内新規就農企業のネギの乗用管理機の購入取りやめに伴う補助金の不用額でございます。

次の農地費、負担金補助及び交付金にあります町単土地改良事業費補助金55万円は、野上地内におきまして、マンボが原因と思われる農道の陥没がありまして、その復旧費に対する分でございます。

林業費、林業振興費の報酬17万7,000円と報償費39万6,000円の増額につきましては、捕獲頭数が見込みより多かったためによるものでございます。

○地域振興課長（関東正晃君）　49ページ最下段の商工費、観光費の負担金補助及び交付金ですが、中山道賑わいまつり補助金20万円の減額につきましては、雨天によります野上中山道まつりの未実施によるものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　51ページをお願いいたします。

土木費の道路橋梁費、道路橋梁新設改良費の負担金補助及び交付金の19万7,000円につきましては、国道365号西町交差点の工事完了に伴い、工事費確定に伴う不足分でございます。

除雪対策費の備品購入費1,000万円は、今年度購入した除雪車の仕様変更などによるものの不用額でございます。

次の土木費の河川費、河川維持費453万5,000円の増額につきましては、祖父谷地内の急傾斜地崩壊対策事業の事業費が国の補正予算成立に伴い増額となったため、不足分を増額するものでございます。

続きまして、52ページに記載の都市計画費、都市計画総務費の中の委託料にあります新設公園整備基本計画策定業務委託料525万8,000円の減は、今年度は発注を見送ったための減でございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君）　消防費でございます。

52ページでございます。

災害対策費の財源の組替えでございます。こちらにつきましては、災害用備品購入に当たりまして、新しい地方経済生活環境創生交付金という国の補助金でございますけれども、当初そのメニューが使えるということで計上させていただいておりましたが、国のほうにおきまして当初予算での計上がなされなかったことによりまして、105万円を財源組替えさせていただ

たものでございます。

○教育課長（徳永英俊君） 続きまして、議案書の53ページをお願いいたします。

教育費、小学校費、学校管理費の役務費の自動車自賠責等の損害保険料8万2,000円の減額、備品購入費のスクールバス購入予算849万4,000円の減額及び公課費の自動車重量税22万5,000円の減額は、当初スクールバスの購入のため購入費及び諸経費について予算を計上しておりましたが、スクールバス購入のめどが立たず、今年度は見送ることとしたため、全額減額をさせていただきます。

続きまして、議案書の54ページをお願いいたします。

教育費、中学校費、学校管理費の需用費の消耗品費5万円の増額は、中学校の吹奏楽部に対して町民の方より寄附がございましたので、楽譜等の購入費用に充てるため、追加補正をさせていただきます。

次に、工事請負費の中学校施設工事の100万円の減額は、今年度、中学校体育館の結露を解消するための屋根の改修工事を予定しておりましたが、令和9年度以降に体育館空調設置工事に伴い屋根の断熱工事を行う予定としたため、検討した結果、今年度は屋根の改修工事を実施せず、断熱工事の時期に合わせて実施することとしたため、不用額として減額をさせていただきます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、54ページの教育費の社会教育費、目で社会教育総務費でございます。

具体的には、55ページの委託料の今須宿問屋場廃棄物処理委託料70万円の減額でございます。

今年度の8月に問屋場の所有権譲渡を得て、町として実際に建物内を確認したところ、1階はほぼ片づけられていましたけれども、2階はある程度の残置物がございました。2階には問屋場を物語る貴重な資料等が保管されている可能性があったため、まずは町職員にて廃棄するか否か判別をしました。その後、残置物の量から委託せず、職員自身にて廃棄したことに伴う減額でございます。

○教育課長（徳永英俊君） 飛びますが、議案書55ページになります。

教育費、保健体育費、保健体育総務費の需用費220万円の減額は、当初、小学校体育館の暗幕修繕を予定しておりましたが、設計の見直しを実施したところ、資材等の高騰により現予算では執行できないことが分かり、改めて修繕について検討した結果、今年度は実施しないこととしたため、全額不用額として減額させていただきます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 56ページをお願いします。

公債費ですが、元金の減額につきましては、前年度借入実績に合わせた減額でございます。

利子926万円は、前年度借入実績に対する利息確定分と、子育て拠点施設前払い金分を年度内に借入れを行った利息分でございます。

29ページをお願いいたします。

歳入の説明をさせていただきます。

町税及び地方譲与税につきましては、決算見込みによる増減額でございます。

各交付金につきましては、交付決定額にある増額をさせていただいております。

31ページをお願いします。

地方交付税でございますが、今年度、臨時費目として臨時財政対策債の償還基金費などが創設されたことや、国の補正予算に伴う普通交付税の増額をさせていただいております。

31ページから33ページまで、国庫支出金、国庫補助金、県支出金などにつきましても、それぞれの実績見込みに合わせて増減額させていただいております。

34ページをお願いいたします。

財産収入、利子及び配当金でございますが、各基金の利息を計上させていただいております。

35ページ、寄附金につきましては、ふるさと納税が実績に合わせて2,500万円の減、民生費寄附金1,006万円、匿名の方より子育て関連事業にと1,000万円の寄附がありました。教育費寄附金10万円、商工費寄附金31万6,000円は、グランドデザイン事業費ということで寄附をいただいております。衛生費寄附金60万6,000円を増額させていただいております。

繰入金、基金繰入金につきましては、交付税の増額などにより減債基金繰入金1億円の減、財政調整基金繰入金2億円の減額をさせていただいております。

なお、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、事業費に充当させていただきます。

繰越金でございますが、前年度繰越金848万3,000円を充当させていただいております。

36ページをお願いします。

雑入、市町村振興協会市町村交付金は、額の確定によるものでございます。後期高齢者療養給付費負担金返還金として1,250万円、デジタル基盤改革支援補助金は7,872万7,000円は、システム標準化に係る補助金が団体を通じて補助になるため、7年度に関わる分を国庫補助金より振り替えさせていただいております。

町債につきましては、林業債、土木債につきましては、事業費確定による減額でございます。河川債の450万円の増額につきましては、事業費増額によるものでございます。小学校債540万円の減につきましては、スクールバス購入延期に伴う減額でございます。

以下、事業費確定による減額を行わせていただいております。

あわせて25ページをお願いいたします。

25ページ、第5表でございますが、地方債の補正の限度額の変更を行わせていただきます。

24ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為の追加補正でございますが、6月1日オープンの新こども園に係る給食の調理業務でございます。準備期間を要することから、いわゆるゼロ債務負担行為を設定す

るものでございます。

23ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費でございます。

マイクロバス整備事業937万4,000円は、年度内に納車されていないことによる繰越しでございます。物価高騰対策生活支援事業3,137万4,000円につきましては、ギフトカード配付事業でございますが、関連経費の繰越しを行います。戸籍情報システム等改修事業373万円は、先ほど説明をさせていただいたものでございます。物価高対応子育て応援手当支給事業37万8,000円についても繰り越すものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

第2表、継続費の変更でございます。

子育て支援拠点整備事業において、地中埋設物撤去工事など工事費が増額されることにより、令和8年度事業費を増額するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 39ページの企画費、委託料、地域おこし協力隊ということで、1名の採用ということになったわけですが、どのような人かというのは御報告いただきたいというふうに思います。

募集して1年ぐらいになるかと思うんですが、なかなか集まらなかったのか、ちょっとその辺、この年度末ぎりぎりというか、新年度にずれてしまったという点もちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、病児・病後児保育、45ページですね。45ページの真ん中辺の負担金補助及び交付金ということで、病児保育広域利用負担金15万2,000円、これは実績に基づいての支払いでしょうか。

預ける際には1日保護者負担が2,000円というふうに聞いておりますが、垂井の博愛会と神戸の診療所で提携されておると思うんですが、どういう基準に基づいて負担されているのか、この実績も含めてお願いします。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 地域おこし協力隊の関係でございますが、募集は常にしておりまして、応募も今までもありましたが、町が採用しなかった方や採用を決定しましたが断ら

れた方というような形で、いろいろ今までも紆余曲折ございましたが、今回御応募いただいた方は、H I S等でお勤めで、またハウステンボスというのが長崎にあると思うんですが、そこを立て直した方という方で、大垣にあるガキビズのセンター長とも深いつながりがある方というふうでございます。

非常に有能な方で、関ヶ原町を選んでいただいたということをお大変うれしく思っております。年度内に着任を予定しておったところですが、町といたしましても、アパートというところに住んでいただくことではなく、地域の空き家を探していただきたいという要望をいたしております、その方といたしましても空き家を積極的に探しておられて、その空き家の契約のめどが立ったため、4月より着任をいただくという形を取っております。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 病児・病後児保育の負担金の件でございます。

現在、議員おっしゃられましたように、神戸町さんと垂井町さんのほうで契約をさせていただいております、令和7年度の実績につきましては、垂井町さんの博愛会病院の小児科内の保育所のつくしというところを利用された分でございます。利用者さんの負担金は、お1人1回2,000円を負担、利用料をお支払いいただくということで、町からは医療機関のほうに1回当たり8,000円をお支払いするというところでございます。

4月から12月までの実績が大体月2回ぐらいということでございましたので、それを月2回の1年分、12か月分ということで、当初予算で4万円を見ていただいておりますが、見込みとしては19万2,000円ぐらいになるんじゃないかということで、今回15万2,000円の補正をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時52分

再開 午前10時06分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第11 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第7号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

円滑運営事業費補助金の交付に伴う財源の組替え及びシステムの標準化構築が令和8年度へ延伸されたことに伴う関係経費等171万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,329万5,000円とする令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第8号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

人件費の精算見込み及びシステムの標準化構築の令和8年度へ延伸に伴う関係経費、また決算見込みによる委託料等の減額と事業費確定による返還金の追加、また直診勘定への繰出金の増額など合わせて662万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,371万円とする令和7年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第9号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明申し上げます。

精算見込みによる人件費や学術研究助成給付金の減額等、757万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,475万3,000円とする令和7年度国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 小畑診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 失礼いたします。

それでは、議案第9号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）についての詳細説明をします。

議案書の77ページをお願いいたします。

歳出より説明申し上げます。

総務費、施設管理費、一般管理費の寄附金及び公課費につきましては、実績でございますが、学術研究助成寄附金につきましては、先ほど町長のほうからも申し上げたように、消化器内科部への学術助成交付金の減額によるものです。

公課費につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴うものでございます。

医業費、医業費、診療費の備品購入費220万円の減額でございますが、こちら実績による減額でございます。

78ページをお願いいたします。

基金積立金、積立金3万3,000円の増額につきましても、実績見込みによるものでございます。

戻っていただいて、75ページ、歳入のほうになります。

診療収入、外来収入につきましては、合計で9,700万円の減額、こちらも実績見込みによるものでございます。

県支出金、県補助金、総務費県補助金につきましては、地域医療確保事業補助金につきましては、先ほど歳出で申し上げました消化器内科への学術研究助成の減額によるものでございます。医療機関等物価高騰対策支援金、それから医療機関等生産性向上・職場環境整備等支援補助金につきましては、皆増となるものでございます。

財産収入、利子及び配当金につきましては、歳入のほうでも申し上げましたものでございます。

76ページになります。

繰入金につきましては、繰入金、他会計繰入金46万8,000円、こちらにつきましては、国保調整交付金の追加申請によるものでございます。

繰越金につきましては、実績による増額。

諸収入につきましては、町有自動車災害共済保険金、その他によりまして、合計306万2,000円の減額をさせていただきます。

10番、町債につきましては、医療機器の取得に伴い、差金等での減額がございましたので、病院事業債、過疎対策事業債をそれぞれ同額110万円ずつ減額させていただくものでございます。

73ページのほう、すみません、御覧いただきまして、地方債の補正、限度額の変更でござい

ます。

今し方申し上げました医療機器の減額、町債の減額によりまして、それぞれ医療機器整備事業と過疎対策事業を110万ずつ減額するものでございます。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第10号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

精算見込みによる人件費やシステムの標準化構築の令和8年度への延伸に伴う関係経費の減額や、各給付費における不足見込みなどの増額、合わせて2,451万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,503万2,000円とする令和7年度介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第10号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、歳出、86ページをお願いいたします。

下段の款2 保険給付費でございます。

介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費1,200万円から、89ページの中段になります。特定入所者介護サービス費100万円までの各サービスにつきましては、年間の給付額の見込みにより、それぞれ補正をさせていただいております。

次に、款3の基金積立金214万9,000円でございますが、基金の利息分16万7,000円と、今年度も国のほうから各市町村の地域支援事業費に対しまして保険者機能強化推進交付金79万4,000円、保険者努力支援交付金118万8,000円、合わせて198万2,000円が引き続き交付されることになりましたので、地域支援事業費の財源に充当させていただきますが、当初で保険料を財源充当しておりますので、財源の組替えをし、一般財源として基金に積み立てるものでございます。

90ページをお願いいたします。

地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費でございますが、人件費の補正及び先ほどの国の交付金、保険者機能強化推進交付金79万4,000円のうちの25万円の財源の組替えをさせていただいております。

介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、介護予防・生活支援サービス事業費30万円を増額し、合わせてこちらも国の交付金による財源の組替えをさせていただいております。

戻っていただきまして、83ページの歳入をお願いいたします。

下から2番目です。

国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金79万4,000円、一番下の介護保険保険者努力支援交付金118万8,000円でございます。今年度につきましても交付決定がございましたので、補正をさせていただいております。

その他の歳入でございますが、歳出の保険給付費、地域支援事業費の補正額に合わせてそれぞれの負担割合が決まっておりますので、その割合に合わせて補正をさせていただいております。

次に、85ページをお願いいたします。

財産収入の利子及び配当金16万7,000円でございますが、基金の利子分でございます。

繰入金が一番下、その他一般会計繰入金、事務費繰入金の329万3,000円の減額でございます。こちらは決算見込みによるものでございます。

繰越金でございますが、給付費の保険料負担分の財源として、前年度繰越金590万2,000円を充当させていただきます。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第11号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

精算見込みによる人件費278万3,000円の減額及び消毒保管庫及び保存用籠の備品購入費88万円の追加、合わせて190万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,337万7,000円とする令和7年度介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第12号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

収益的支出において、決算見込みによる退職給付費等の不足分の追加や委託料の減額、資本的収入において、企業債の減額等の令和7年度公共下水道事業会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼いたします。

議案第12号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の102ページをお願いいたします。

収益的支出の下水道事業費用、営業費用、管きよ費、委託料350万9,000円の減額についてですが、管路施設点検・調査業務におきまして、社会資本整備総合交付金の交付決定額が当初予定しておりました金額を下回ったため、決定額に合わせた事業費での委託発注としたため、減額するものでございます。

総係費の賞与引当金繰入額の5万3,000円増額ですが、決算見込みによるものでございます。退職給付費93万7,000円の増額ですが、これも決算見込みにより戻入れから退職給付代金への引き当てが必要となりましたので、補正させていただくものでございます。委託料の1,003万7,000円の減額につきましては、経営戦略改定業務におきまして、入札により93万7,000円を減額、またストックマネジメント計画におきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額が当初予定しました金額を下回ったため、決定額に合わせた事業費での委託発注としたため減額するものでございます。

続きまして、上段の収益的収入の下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金623万2,000円

の減額ですが、管きよ費及び総係費の委託料を減額したことに伴う減額となります。

補助金、国庫補助金600万円の減額ですが、交付決定金額に合わせて減額補正させていただくものでございます。

特別利益、その他特別利益32万4,000円の減額については、当初は退職給付引当金戻入を見込んでおりましたが、退職給付引当金への引き当てが必要となりましたので減額補正させていただくものでございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

県債、改良費の工事請負費の財源につきまして、資本的収入の企業債におきまして、下水道事業債10万円、過疎対策事業債120万円を減額し、企業債として130万円を減額するものでございます。

負担金、工事負担金の42万3,000円の増額は、受益者負担金の実績に合わせて増額補正するものでございます。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

続きまして、99ページをお願いいたします。

第3条としまして、資本的収入が資本的支出に「不足する額8,873万6,000円」を「不足する額8,961万3,000円」に「当年度分損益勘定留保資金8,809万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金8,896万9,000円」に改めさせていただきます。

続いて、100ページをお願いいたします。

第4条の企業債につきまして、企業債の減額を行いましたので、下水道事業債の限度額を170万円から160万円、過疎対策事業債の限度額を160万円から40万円に改めさせていただきます。

第5条の議会の議決を経なければ流用できない経費について、総係費において賞与引当金繰入額5万3,000円、退職給付費93万7,000円を増額したことに伴い、「1,592万7,000円」を「1,691万7,000円」に改めさせていただきます。

第6条の他会計からの補助金を一般会計からの補助金を受ける金額を623万2,000円減額いたしましたので、「1億7,527万5,000円」を「1億6,904万3,000円」に改めるものでございます。

審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第13号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

収益的支出において、決算見込みによる委託料104万4,000円の減額、資本的支出においても、決算見込みによる公共マス設置工事費60万円を減額する令和7年度農業集落排水事業会計補正予算（第4号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第14号から日程第36 議案第32号までについて（提案説明・質疑）

日程第37 議案第33号から日程第46 議案第42号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第14号 指定管理者の指定についてから日程第46、議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までの29議案を一括して議題とします。議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、所信表明をさせていただきます。

本日、令和8年第2回町議会定例会が開催され、令和8年度予算をはじめ関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと存じます。

「信を以て義を行い、義を以て命を成す」、これは今国会における高市内閣総理大臣施政方針演説の冒頭の言葉であります。先般の衆議院議員選挙において与党で3分の2を上回る議席を占め、高市首相の言う責任ある積極財政の下で、「日本列島を強く豊かにする」政策に向けて政策を推し進めようとしています。数の力で暴走せず、国民からの信頼を基礎として、一つ一つの政策の実現に向けて誠実に取組を進められるよう期待しております。

一方で、アメリカ、イスラエルがイランに対し攻撃を開始し、イランが報復攻撃を行うという戦闘が発生し、先行きの見えない状態になりました。ホルムズ海峡の閉鎖、石油タンカーへの攻撃が行われるなど、我が国の産業・経済に与える影響も小さくないと思います。一日も早い停戦・平和的解決を望んでいます。また、ロシアのウクライナ侵攻も5年目に入りましたが、停戦協議が進展しない状況にあります。何とか合意にこぎ着け平和な日が戻ってくるよう願っています。そのほかにもトランプ大統領の度重なる関税措置が象徴する米国の保護主義強化や中国の我が国に対する貿易・観光等における強硬措置をはじめ複数の地政学的リスクにより、世界経済の混乱が生じております。こうした国内外の事柄を背景として、資材高騰などによる建設費の高騰、物価高騰などが令和8年度も引き続き町民の生活に影響を及ぼすものと考えられます。

また、人口減少問題として、20代、30代の転出超過を伴う少子化は構造的に避けられず、人口減少がさらに進んでいきます。一方でいわゆる団塊の世代に属する方が後期高齢者となったことに伴い、社会保障費の増大など高齢社会が抱える課題がさらに顕著となってまいります。

加えて、地球温暖化に伴う気候変動により、熱中症をはじめとする健康への悪影響や、昨今の集中豪雨のようなこれまでにない自然災害が発生することが懸念されているところです。

今後においても、このような様々な面で不確実性の高い状況が一層顕著となる中であって、重要課題の解決に向けた取組の着実な推進と持続的な行財政運営の両立を図る一方、変化する

状況に柔軟に対応し町民生活をしっかりと支え、町民福祉の向上に全力で取り組んでいかなければならないという思いを強めているところでございます。

このような中、私は、令和8年度の予算において、関ヶ原町総合計画の後期基本計画に掲げる重要テーマ「人口減少問題」に対応し、安心して子育てができるまちづくり、公共施設、道路といった生活基盤の整備を進めつつ、まちの活気を創出するための関ヶ原古戦場を核とした観光施策や既存観光資源の活用、PR活動にも重点を置き予算編成を行ったところであります。

とりわけ本年6月に、関ヶ原こどもまんなかプラザ「ココミッテ」がオープンすることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図り、これからの関ヶ原町を担う若い世代や子育て世代の誰もが輝き、安心して暮らせるまちづくりに向けて大きな一歩を踏み出してまいります。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」であります。

これまで岐阜関ヶ原古戦場記念館を核とした観光施策を進めてまいりました。これを一過性のものとしないうちにも、さらに関ヶ原古戦場の魅力を高め各史跡への周遊を促す取組として、笹尾山の周辺整備を具現化していきます。あわせて、今須宿問屋場を歴史的構造物として保存・活用し、中山道の価値を一層高めてまいります。また、観光消費の拡大に向けた新規土産品の開発や新たに起業する事業者への支援を継続し、町全体としての観光まちづくりの推進に努めてまいります。

次に、「健康で生涯暮らせるまちづくり」であります。

少子化の流れが顕著となっていることから、本年6月より「ココミッテ」において、妊娠前から、妊娠・出産、幼児期、学齢期へと続く一連の子育てにおいて切れ目のない、包括的な支援を行い、子育て世代の親同士が緩やかにつながり合える場となるよう進める一方で、乳幼児期における保育サービスの充実を図り、その体制を整え、この町で安心して子どもを産み育てることができる「こどもまんなかまちづくり」を進めてまいります。

健康づくりはより健康にという視点から、疾病罹患や障害等の有無に関係なく、全ての町民を対象として健康づくりを推進します。さらに、自分の健康は自分で守り・つくるの原則を踏まえ、町民一人一人が主体的な健康づくりを実践し、その取組が定着することを目指してまいります。

本町においては、今後さらに介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康で豊かな人生100年時代を目指しフレイル予防を進め、関ヶ原診療所を中心に、医療・保健・介護・福祉の総合的サービスの充実を図ってまいります。

次に、「快適で利便性のあるまちづくり」であります。

人口減少が進む中、地域の活力を維持するためには、企業誘致による雇用の場の確保をはじ

め、商業環境の利便性向上、宅地の確保が課題となってくることから、土地の高度かつ有効利用を進めていく必要があります。空き家を活用することは、限られた土地を有効利用できる手段の一つであり、町外からの移住者の受皿となるよう進めてまいります。一方で、長期間放置され倒壊の危険性が高まる空き家が増加することのないよう努めてまいります。今後も、引き続き企業誘致に努めるとともに、民間による宅地造成を支援し、移住定住施策の充実を図りながら、転入の促進、転出の抑制に努めてまいります。

道路整備では、町道について、将来の道路の維持管理費を踏まえ適正な整備を進めてまいります。また、国道21号線バイパスの第3工区の事業推進について、関係機関に引き続き積極的に要請をしてまいります。

次に、「安全・安心に暮らせるまちづくり」であります。

いつ起こるか分からない自然災害に備え、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図るとともに、防災施設の整備、公共施設の耐震化、備蓄品等の確保を計画的に進めるほか、消防団の活性化、地域における自主防災組織の育成・強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。また、住民生活や産業活動に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に推進し、確実な給水の確保、供給体制の維持に努めてまいります。

次に、「心豊かな人を育てるまちづくり」であります。

人は学ぶことにより、生きがいや、たくましく生きる力が生まれ、夢や希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や生涯学習を通じて心豊かな人が育つまちづくりを進めます。

学校教育では、こども園1つ、小学校1つ、中学校1つの強みを生かし、関ヶ原の町全てが大きな学校として捉え、地域と園・学校が継続的に協働しながらこの町全体で子どもたちを育てていく体制を推進します。また、関ヶ原の歴史や文化・伝統行事などを深く学び、ふるさとに誇りを持つ教育や、一人一人を大切にし、誰一人として取り残さない教育を推進し、「学びたい、学ばせたい、魅力ある学校づくり」に努めてまいります。

社会教育においては、住民一人一人が生涯にわたって、いつでもどこでも自発的な学習活動や健康づくり、スポーツを通して自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に努めてまいります。

最後に、「住民と行政が協働するまちづくり」であります。

複雑化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを推進していくために住民と行政が知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを進めてまいります。住民参画・協働を推進するため、各種計画策定における住民ワークショップの開催やパブリックコメントの活用など、政策形成過程への住民の参画を図ってまいります。

一方で人口減少等により地域のコミュニティーの弱体化が懸念されています。地域活動に係

る負担の軽減や組織の集約化により、持続可能なコミュニティづくりの推進を図ります。

現在、関ヶ原町を取り巻く環境は様々な課題に直面しています。あらゆる問題に果敢に挑戦し持続可能な地域づくりを進め、町の将来像である「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、皆様と一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、今回提案した議案についてであります。

初めに、議案第33号から議案第42号までの令和8年度予算について御説明を申し上げます。

令和8年度予算については、選択と集中の徹底を基本方針とし、子育て環境、公共施設や道路といった生活基盤の整備などについて着実に進めることとし予算編成を進めました。

このような結果として、一般会計51億1,800万円、特別会計等で36億5,240万3,000円、予算総額87億7,040万3,000円となったところであります。

予算の対応、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長で行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、別途配付することで説明と代えさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは続いて、議案第14号から議案第32号につきまして順次御説明申し上げます。

議案第14号の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者制度において、関ヶ原町今須生活改善センターにつきまして、指定期間が今年度末で満了となりますので、引き続き同指定管理者を同様に1年間指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものでございます。

次に、議案第15号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

当初計画から5か年が経過し、令和8年から新たな5年間に向け本計画を変更するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在の事業推進状況を考慮し、組織体制を一部見直し、事務の効率化、円滑化を図るため古戦場活用推進課を廃止し地域振興課に統合するとともに、本年6月開設予定の子育て支援拠点施設の管理運営とともに、子ども・子育てに関する業務や相談窓口等を新施設に集約し実施するため、新たにこどもみらい課を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第18号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については関連いたしますので、一括して説明申し上げます。

令和7年12月定例議会において議決をいただきました人事院勧告を踏まえた12月の期末手当

の支給率を6月期及び12月期にそれぞれ均等配分となるよう支給率を改正するものでございます。

議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等に伴い、通勤手当や期末・勤勉手当等について、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号の関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の処遇改善を図るため、期末・勤勉手当の支給率を引き上げる改正を行うものでございます。

議案第21号 関ヶ原町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部改正に伴う駐車場利用料の手当支給の創設により、人件費の抑制及び事務の軽減のため、所要の改正を行うものでございます。

議案第22号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費の計算等に係る規定の簡素化や旅費の支給対象の見直し等、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

こども誰でも通園制度の実施に当たり、保育所における事業において乳児等通園支援事業を追加し、併せて号ずれ及び字句の改正を行うものでございます。

議案第24号 関ヶ原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業に関し、新たに条例を制定するものでございます。

議案第25号 関ヶ原こどもまんなかプラザの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

関ヶ原町の子育てに関する機能を集約し、関連・関係機関が一体となって家庭や地域の保育機能を支えるためのこどもまんなかプラザを設置し、多面的な子育て支援施策を推進するため、設置管理に関し、新たに条例を制定するものでございます。

議案第26号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新たにこどもまんなかプラザを設置することに伴い、会議の所掌事項の追加等、所要の改正

を行うものでございます。

議案第27号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正により、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う改正及び保険料の賦課限度額の引上げや軽減措置の判定基準等、所要の改正を行うものでございます。

議案第28号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

令和7年度税制改正に伴い、保険料の減免の特例を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第29号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

家賃の納付において業務の効率化及びコスト削減を図るため、他使用料と同一とするため、現在の毎月25日を毎月月末へと改正するものでございます。

議案第30号 関ヶ原町上下水道委員会設置条例の制定について御説明申し上げます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の公営企業適用に伴い、水道事業とともに円滑なる運営管理を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例については、関ヶ原町上下水道委員会設置に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る損害基礎額について改正を行うものでございます。

議案第33号につきましては、令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案等につきましては説明を省略させていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） 町長、お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので御了解願います。

議案第14号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第15号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の変更について詳細説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 令和3年4月1日に関ヶ原町が過疎地域に指定されたことに伴い、関ヶ原町過疎地域持続的発展計画を策定し事業を進めてまいりました。その計画が令和8年3月31日で終了するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定による期間及び内容の一部を変更するため、議決を求めるものでございます。

別紙の計画書をお願いいたします。

関ヶ原町にあっては、この5年間、法の趣旨に基づき、過疎地域における交通体系や生活環境の整備、子育て環境の確保を求めるとともに、魅力的な地域資源を生かした地域づくりを進めてきたところでございます。今後、過疎地域における各種課題を解決し、自立、持続的な発展を実現していくため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、今後5年間において町が取り組むべき基本的な政策の方向性を示す計画を策定したものでございます。

目次を御覧いただければと思います。

1ページからは、基本的な事項といたしまして、関ヶ原町の概況、人口及び産業の推移などを記載しております。

4ページをお願いいたします。

人口ビジョンについて記載をしております。2050年については3,105人と推定しております。

9ページをお願いいたします。

この計画の基本方針でございますが、総合計画と合わせた将来像、基本目標を掲げております。

12ページをお願いいたします。

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標でございますが、関ヶ原町は人口減少が著しいことを鑑み、人口、転入数、転出数、出生数の各項目を目標といたしました。人口につきましても、国勢調査を基準とし人口ビジョンの将来展望シミュレーションにおいて、この計画に基づく若干の増加を見込み5,438人といたしました。

計画期間は、令和8年度から令和12年度の5か年とし、公共施設等総合管理計画との整合を図る旨を記載しております。

もう一度目次を見ていただければと思います。

13ページからは、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成など、法第8条第2項第4号に

定める12項目ごとに現況と問題点、その対策、事業計画を記載しております。

この事業計画に記載された事業が過疎対策事業となります。実施に当たっては各年度計画を今後つくってまいります。記載された事業であっても町の財政状況や事業を取り巻く環境、社会情勢の変化などを鑑み、事業の実施の判断を行ってまいります。

また、期間内において、軽微な変更については随時行ってまいります。

20ページをお願いいたします。

過疎地域の産業の振興を図るため、一定の事業用資産を取得した個人や法人が所得税または法人税の特別償却や地方税の課税免除や不均一課税を行った場合の減収補填を行う区域、業種を記載しております。町内全域を指定しております。

48ページをお願いいたします。

事業計画の中ではソフト分を掲載しており、備考欄には事業効果などを記載しております。

また、今回の計画にはSDGsの考え方を取り入れております。この計画ですが、県協議及びパブリックコメントは既に済ましており、議決をいただきましたら県・国へ提出する運びとなります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 特に何か変更点とかというのはあるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 特に大きな変更点、記載は、この5年たった内容にて変えさせていただいておりますが、例えばココミッテのこどもまんなかプラザの記載とかが増えているというような内容でございます。

○議長（松井正樹君） ほか。

[挙手する者あり]

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） すみません、漠と大きな計画なんですけど、これもう5年が経過したということで次の計画が出たわけなんですけど、前の計画について、通常、Plan・Do・Check・Actionということで、前の計画に対してどんだけできたかという、それができたかできんかという検証をされるべきだと思うんですが、その辺はどこかでやられておることによって新しい計画ができたというふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） この計画に基づく結果というのは、今回も目標と掲げているのは人口でございます。一方で、計画はこれだけではなくて、総合計画とか総合戦略というのをリンクさせて考えております。

この中ではP D C Aは回しておりませんが、総合戦略においてしっかりとP D C Aを回し内容の精査を行っておりますので、この計画そのものでは委員会を設けて何かを検証しているということはないということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 不勉強で申し訳ないんですが、じゃあ人口に対して、前回の計画で、令和8年度の目標人口に対して、現在の計画されている人口というのはどういうふうに進んでおるわけですか。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それは、下回っておるというのが答えになります。改めてそういうことも総合戦略の中でしっかりと検証しているということでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第16号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。  
澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

それでは、議案第16号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

議案資料をお願いいたします。

議案資料1ページから2ページとなっております。

第1条におきまして、提案説明にもございましたが、事業進捗状況を考慮し、事務の効率化、円滑化を図るため一部見直しを行い、古戦場活用推進課を廃止し、現在の地域振興課へ統合をします。

また、子ども支援拠点施設の令和8年度の6月開所に伴いまして、子育てに関する業務の集約化を図るため、新たにこどもみらい課を設置するものでございます。

第2条の分掌事務におきましては、課の新設及び廃止に伴う改正でございます。

第3号におきまして、地域振興課の分掌事務に旧の古戦場活用推進課の事務でございましたアからウを新たにオからキとして追加をさせていただき、2ページになりますけれども、第6号におきまして、新たにこどもみらい課を加え、分掌事務に新たにアからエを定めるものでご

ざいます。

あわせまして、今回の廃止に伴う号ずれ及び新設に伴います住民課の事務分掌の一部についても改正をさせていただいているところがございます。

なお、附則につきまして、施行日は令和8年4月1日とさせていただいております。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。これより先の議案に関しましては、冒頭申し上げましたように、本日の議会終了後、総務民生委員会で細部の説明、また質疑の時間を設けてございます。その辺十分に御理解、御協力いただきたいと思うところがございます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第18号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますが、両議案とも詳細説明を省略いたします。

これより議案第17号及び議案第18号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第21号 関ヶ原町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についての3議案につきましては関連がありますので、一括して詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第21号 関ヶ原町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては関連がございますので、一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第19号について御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に伴い、改正をさせていただくものでございます。

議案資料の6ページをお願いいたします。

こちらは、議案資料の7ページから12ページの改正概要につきましてまとめさせていただいたものでございます。

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ見直しを行うものがございます。

改正内容は大きく2点ございます。

まず1点目は、通勤手当関係でございます。

こちらは、議案資料の7ページから10ページの改正内容となっております。

通勤手当につきまして、距離区分と支給額の見直しでは、現行通勤距離が3キロ未満の者は支給対象外でございましたが、国の基準に合わせ2キロ未満に改正をする内容でございます。距離区分につきましては、上限を100キロ以上とし、60キロ以上の部分につきましては、5キロ刻みで新たに距離区分が設けられることから、支給額につきましては規則で定めることとする改正となっております。

また、支給額の上限は、国の基準と同様の6万6,400円と定めておるところでございます。

次に、議案資料の9ページをお願いいたします。

先ほど御説明しました通勤のために自動車等の駐車のため駐車場等を利用し、その料金を負担することを条例とするものについて、駐車場に係る通勤手当として1月当たり5,000円を上限に支給する手当につきまして、項を追加し、こちら第5項でございます。項を追加させていただき、新たに創設をするものがございます。

この創設に伴いまして、議案第21号とも関連はしてくるわけでございますが、11ページの下段からでございます。給与からの控除を定める19条の3におきまして、12ページでございます。同条第6号を削除し、号ずれを改正するものがございます。

2点目は、期末・勤勉手当の改正でございます。

こちらは、議案資料の10ページ中ほどから12ページとなります。

令和7年12月の議会定例会におきまして、令和7年度に遡及改正をし、12月期の支給月数で引き上げた0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月分を均等配分する改正となっております。一般職員、特定幹部職員ともに同様の改正となっております。

続きまして、議案第20号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

こちらは、議案資料の13ページをお願いいたします。

本改正につきましては、提案説明にもございましたが、会計年度任用職員の処遇改善を図るために、期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げる改正となっております。

第15条関係は、フルタイムの会計年度任用職員、また第24条関係は、パートタイムの会計年度任用職員でございます。期末手当、勤勉手当ともに、給与条例からの引用箇所につきましては、先ほど御説明をさせていただきました職員の給与に関する条例の一部改正に伴い改正をさせていただくものがございます。期末手当につきまして、読替規定である「100分の120」を

「100分の125」へそれぞれ改正し、勤勉手当につきましても同様に、読替規定である「100分の50」を「100分の75」へとそれぞれ改正するものでございます。

また、議案資料の14ページの第29条の関係でございますが、旅行に係る費用弁償でございます。これにつきましては、この後御説明をさせていただきます議案番号22号の職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴いまして、引用条例を改正する内容となっております。

続きまして、議案第21号の行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正についてでございます。

こちらは、議案資料15ページをお願いいたします。

本改正につきましては、先ほど御説明をさせていただきました一般職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う職員等の給与に関する条例の一部改正におきまして、通勤における駐車場等利用に際しその料金を負担することを条例とする額について手当を支給することが創設されたことに伴いまして、人件費の抑制及び事務の簡素化を図るため、第2条第1項中の表中から職員駐車場を削除する改正でございます。

なお、附則につきましては、施行日はそれぞれ令和8年4月1日とさせていただいております。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第19号から議案第21号の3議案について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

大卒。細かいのは後でやって。

〔「細かいやつはしたらあかんか」の声あり〕

ほんなら、総民でどうかお願いします。

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の全部改正について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 議案第22号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の全部改正について御説明をさせていただきます。

議案書の131ページからになります。

本改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行され、旅費制度につきまして国内外における物価上昇などの経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、約70年ぶりに抜本的な制度改正が、見直しが行われたことに伴いまして、基本的に岐阜県の準則を基に全部改正を行うものとなっております。

それでは、改正の概要について御説明をさせていただきます。

まず、旅費の種類及び内容に関する規定の簡素化でございます。国内の鉄道賃の特急料金は、距離規定を廃止し、実態に応じた支給への見直しや、その他の交通費につきまして、タクシーやレンタカーに要する費用を支給対象に追加するなどの見直し、また宿泊費につきましては、定額支給から上限つき実費支給への見直しとともに、交通費と宿泊費が一体となった包括宿泊費についても新たに新設をさせていただいております。

次に、旅費の支給対象の見直しでございます。町と旅行役務提供契約を締結した旅行業者等には、旅行者に対する旅費の支給に加えて、旅費に相当する金額を支払うことができることとする規定を追加するものでございます。

次に、適正な支出の確保でございます。規定に違反をし旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返還を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新たに設けるものでございます。

最後に、附則におきましては、本条例の全部改正に伴いまして、関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例におきまして、引用条例の改正をさせていただくものとなっております。

施行日につきましては令和8年4月1日としております。

御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） すみません、ちょっと根本的な話で、全体の話になるんですけども、金額が今まで条例でうたえというようなことを思っていたんですけど、全然うたっていないんです。ちょっとさっきも基金の聞かれなかったんですけど、この条例、旅費もあるもんで聞いているんですけど、規則で金額うたえば規則でころころに変えられますよね。それを、基準をこの規則で、今度金額うたう基準をどこに設けるかというのをちょっとだけ聞きたかった、本当に。

これ根本的にほかの条例に関しても、金額というのは条例でうたわなくてもいいようになったんですかということも聞きたいです。以上です。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） まず、従来は距離に応じて幾らというものを全てほぼほぼ定額、宿泊費も定額となっておりました。これは基本的に実費による支給、費用弁償となっておりますので、もっとそれもここに書いてございますが、すみません、例えば地域の実情もございまして、出張される、旅費が必要となる地域によっても同一ではなくて、国内、県によって上限額が定められるという形になってございまして、そういう形で規則で定めるといこととしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第24号 関ヶ原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について御説明をさせていただきます。

議案書は142ページから151ページでございます。

先般の12月定例会におきまして、児童福祉法の改正に伴い、令和8年4月から乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度を実施するための関ヶ原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定させていただいたところでございますが、本日の本条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができるとされており、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、本条例を制定するものでございます。

内容の概要でございます。

特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準として、利用定員に関する基準、また運営に関する基準としては、主なものでございますが、利用の申込みを受けた後は必ず面談が必要なこと、支援を提供した際は記録をしなければいけないこと、また保護者からの相談及び支援について、さらには関係書類等々の記録の整備などの必要な基準を定めるものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日でございます。

以上、簡単ですが御説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原こどもまんなかプラザの設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第25号 関ヶ原こどもまんなかプラザの設置及び管理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書は152ページから155ページでございます。

本条例の制定につきましては、現在整備を進めてございます子育て支援拠点施設について、名称を関ヶ原こどもまんなかプラザ、愛称をココミッテとさせていただき、子育てに関する機能を集約し子育て支援の施策を推進するため、新たに条例を定めるものでございます。

なお、本条例の制定に合わせまして、関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例、また関ヶ原町すぎの子園施設設置及び管理に関する条例を廃止し、関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

条例の内容、概要でございます。

先ほども申し上げましたように、施設の名称は関ヶ原こどもまんなかプラザ、愛称をココミッテ、施設の位置は関ヶ原町大字関ヶ原811番地の181とし、ココミッテでは、町内の保育園を統合した保育所、2つ目が、保育所内で行う障害児支援施設、現在のすぎの子園でございます。3つ目が、子育てコミュニティーを含んだ子育て支援センターで構成をしております。

1つ目の保育所につきましては、名称をせきがはらこども園とし、2つ目の障害児支援施設は、名称をすぎのこ園、すぎのこ園のすぎのこを全て平仮名と今度変えております。3つ目は、子育て支援センターは名称をせきがはら子育て支援センターとし、中にはこども家庭センター事業及び子育てコミュニティー事業等を行います。

なお、施行日を令和8年6月1日とさせていただいております。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） すみません、議案第26号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の

一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書は156ページ、157ページでございます。

本条例の改正につきましては、議案第25号において設置条例を御説明させていただきました  
関ヶ原こどもまんなかプラザに関する事等を会議の所掌事項の第2条第2項に追加し、会議  
の所管課を「住民課」から「こどもみらい課」とするものでございます。

施行日は令和8年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いをいた  
します。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。  
西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第27号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていた  
だきます。

議案書は158ページから164ページでございます。

今般の条例改正は、国民健康保険施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございま  
す。

改正の内容としましては、大きく3点ございます。

1つ目は、こども未来戦略の加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て  
世帯を支える分かち合い、連携の仕組みとして、令和6年に子ども・子育て支援法の一部を  
改正する法律が公布され、令和8年4月より子ども・子育て支援納付金を徴収することに伴う  
改正でございます。

低所得者に対する軽減措置として、医療分と同様の7割、5割、2割の軽減、また賦課の上  
限措置も設けることとし、現行の医療保険に準ずる形で実施し、本制度が少子化対策に係るも  
のであることに鑑み、子どもがいる世帯の負担が増えないよう18歳未満の子どもに係る支援金  
の均等割の10割の軽減措置がございします。

2つ目は、基礎分に係る賦課限度額を現行の「66万円」から「67万円」に1万円引き上げる  
改正でございます。令和7年度においても65万円から66万円に引き上げたところでございします。

3つ目は、保険料賦課に係る低所得者の軽減判定所得を、5割軽減につきましては現行の  
「30万5,000円」から「31万円」に5,000円引き上げ、2割軽減については「56万円」から「57

万円」に1万円引き上げる改正でございます。その他所要の改正でございます。

なお、施行日を令和8年4月1日とさせていただきます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第28号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は165ページから166ページでございます。

本条例の改正につきましては、令和7年度税制改正に伴い、介護保険法施行令が改正されたことにより、条例附則に令和8年度分の保険料の減免の特例を規定するものでございます。

条例の第11条において、保険料の減免を受けようとする者は申請書を提出する必要があると規定をされておりますが、令和8年度分の保険料の減免の特例については、国の通達において、被保険者の負担軽減のためシステム上での対応も可能とされておりますので、本人の申請なしに減免の処理をさせていただくものでございます。

減免の内容としましては、令和7年度の税制改正により給与所得控除が見直され、令和7年度分以降の給与所得控除については、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。控除額が大きくなることから、給与所得の金額が令和6年分と比較し令和7年分は10万円下がることとなります。また、それに伴い令和8年度分の市町村民税が非課税となる方が出てきます。所得が下がり非課税者が増えることにより、保険料の額に影響が出るわけですが、令和8年度分の保険料の算定に用いる令和7年分の給与所得の金額について、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定し、令和8年度の市町村民税の非課税者のうち、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合に非課税者の基準に達しない者は、令和8年度分の保険料率の算定に当たっては、市町村民税が課されているものとみなすとなっております。

控除の額が10万円上がったので、非課税になる範囲でもう少し働こうと思って頑張られた方の中には、課税者とみなされ意図せず介護保険料が増えてしまう方も出てくることとなります。そのような方を救済するため、控除の引上げ分の範囲内で就労調整を行う場合については、課

税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免することができるとする特例減免に関し施行令が改正されました。

町としても、国の改正に沿って減免を行うこととさせていただきますが、特例減免については令和8年度限りとし、令和9年度以降は次期の第10期計画、9年度から11年度の介護保険事業計画について保険料の基準額を見込ませていただくこととなります。

なお、保険料を減免した減額分につきましては、国庫負担調整交付金において措置されることとなります。

附則として、条例の施行日を令和8年4月1日とさせていただきます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第29号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 関ヶ原町上下水道委員会設置条例の制定について詳細説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼いたします。

議案第30号 関ヶ原町上下水道委員会設置条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書は169ページから170ページとなります。

現在は水道事業の円滑な運営管理を図るために水道委員会が設置されておりますが、公営企業会計に移行した公共下水道事業及び農業集落排水事業と合わせた一体的な運営管理を行うことを目的に、水道委員会を廃止し上下水道委員会を新たに設置するために上下水道委員会設置条例を制定するものでございます。

それでは、各条文の説明をさせていただきます。

第1条は、関ヶ原町上下水道委員会の設置について規定するものでございます。

第2条で委員会の組織について、委員の人数、任期を規定するものでございます。

第3条で役員について、委員長、副委員長を置くことを規定するものでございます。

第4条で委員会の職務について、町長の諮問に応じ、条例、規則等の制定、改廃、予算の編成及び執行、上下水道の運営管理に関する事項を審議することを規定するものでございます。

第5条で委員会の招集及び議決事項について、規定するものでございます。

第6条で、委員会の庶務を水道環境課にて行うこととしております。

第7条で、条例で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は町長が定めるものとしております。

附則におきまして、令和8年4月1日より施行することとしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼いたします。

議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は171ページから172ページになります。

今回の改正は、関ヶ原町上下水道委員会設置条例を制定することに伴う改正でございます。

それでは、議案資料の44ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第29条の水道委員会の設置についてですが、新たに上下水道委員会を設置することで削除するものでございます。

第35条の町外給水につきまして、水道委員会を関ヶ原町上下水道委員会設置条例で定める関ヶ原町上下水道委員会に改めるものでございます。

議案書の172ページに戻ってきまして、附則におきまして令和8年4月1日よりの施行とすることとしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第32号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、詳細

説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第33号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

続きまして、議案第34号 令和8年度関ヶ原町一般会計予算について総括の説明を求めます。  
高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、令和8年度関ヶ原町一般会計予算等の総括説明をさせていただきます。

お手元の予算書の資料、令和8年度予算資料をお願いいたします。

まず1ページ目でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、令和8年度の予算は、一般会計、特別会計、企業会計、総額87億7,040万3,000円で、対前年度比12.6%の減となっております。

そのうち一般会計は51億1,800万円で、前年度に比べまして11億8,780万円の減で、率として18.8%の減となったところでございます。

特別会計につきましては、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計（直診勘定）、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計で増額となりましたが、国民健康保険特別会計（事業勘定）が減額となったため、特別会計全体で1.1%の減となったところでございます。

企業会計におきましては、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計において減額となったため、企業会計全体で3.9%の減となっております。

それでは、一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

各款の前年度との比較でございますが、主な増減理由について御説明させていただきます。

まず議会費でございますが、55万5,000円の減、1.0%の減で、共済組合負担金の減などによ

るものでございます。

総務費でございますが、2,847万1,000円の増、4.3%の増となっております。これは、町公式ホームページリニューアル業務、ふれあいバス購入経費、固定資産評価基礎資料整備事業の増などによるものでございます。

民生費でございますが、15億4,304万円の減、52.2%の減でございます。これは、子育て支援拠点整備事業や、令和7年度で完了した定額減税補足給付金事業の減などによるものでございます。

衛生費ですが、4,904万2,000円の増、8.3%の増となっております。これは、やすらぎ空調設備更新工事や物価高騰対策として実施する水道基本料金減免に伴う水道事業会計への補助金の増などによるものでございます。

労働費につきましては、3万1,000円の減、0.7%の減となっております。

農林水産業費ですが、124万6,000円の減で、0.6%の減となっております。これは、中山間地域総合整備事業や農業集落排水事業会計の補助金及び出資金の減などによるものでございます。

商工費ですが、2,470万8,000円の増、11.8%の増となっております。これは、戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業や笹尾山周辺景観向上整備事業など、ランドデザイン事業の増などによるものでございます。

土木費でございますが、1,493万4,000円の増、2.6%の増となっております。これは、山中中山道道路改良事業、今須消雪設備設置事業の増などによるものでございます。

消防費でございますが、1,569万6,000円の増、7.3%の増となっております。これは、消防団で使用する可搬ポンプ、軽消防車の整備事業や東消防署救助工作車更新等に伴う不破消防組合への負担金の増などによるものでございます。

教育費ですが、1億7,512万7,000円の増、39.5%の増となっております。これは、関ヶ原小学校屋内運動場空調設置工事の増などによるものでございます。

各科目の主要事業の内容につきましては後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。

先ほど説明した歳出科目別の増減と大きな理由は重複いたしますが、簡単に説明させていただきます。

義務的経費は、人件費が人事院勧告に伴う給与改定等により1.7%増、扶助費が障害児通所給付費、施設型給付費の減などにより2.5%の減、公債費が子育て支援拠点整備事業の借入れに伴う過疎対策事業債の増により13.4%の増となりました。

投資的経費につきまして、普通建設の補助事業ですが、2,436万2,000円の減、8.5%の減となっておりますが、主なものは、橋梁補修事業、除雪車整備事業の減などによるものです。

普通建設の単独事業ですが、11億7,560万5,000円の減、73.3%の減となっております。これは、子育て支援拠点整備事業の減などによるものです。

その他の経費の物件費については5,116万6,000円の減、4.8%の減となっております。これは、地方公共団体情報システム標準化に係る改修事業、子育て支援拠点整備事業に係る備品購入費の減などによるものでございます。

補助費等につきましては4,591万6,000円の増、5.0%の増となっております。これは、社会福祉協議会補助金、水道事業会計への補助金の増などに伴うものでございます。

投資及び出資金につきましては2,231万1,000円の減、22.8%の減となっております。これは、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計の出資金の減などに伴うものでございます。

繰出金につきましては2,032万8,000円の減、3.5%の減となっております。これは、国民健康保険特別会計（事業会計）、介護保険特別会計の繰出金の減などによるものでございます。

以上でございますが、特別会計への繰出金と負担金、補助金については、11ページに内容が記載されております。

また、13ページに基金残高の見込みの一覧表を掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

以上、簡単でございますが一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより歳出について説明を求めますが、令和8年度予算事業説明一覧表に基づいて主なものを簡潔に説明を受けたいと思いますので、御了承願います。

なお、あらかじめ指名はしませんので順次説明を願いますが、今申し上げました令和8年度予算事業説明一覧表、分かりますか、これでございますよ。赤いびらびらの一番最初のやつです。よろしいですか。

それでは、指名はませんが、順次説明を願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） それでは、令和8年度の事業概要につきまして、お手元の説明一覧表に基づいて御説明をさせていただきます。

1ページからよろしく願いをいたします。

まず、総務費、総務管理費でございます。こちらの行政情報個人配信システム等構築事業でございますが、こちらは新規事業で、来年度、町の公式ホームページをリニューアルさせていただく業務委託費と、新たに公式のLINEを導入するための委託料、合わせて854万2,000円を計上させていただいております。

次に、庁舎内情報化推進事業でございます。こちらの総合行政情報システム関係におきまし

では、システム及びガバメントクラウドの利用料を、事務処理の簡素化を図るため今までそれぞれの事業課において計上させていただいておりましたが、総務課で総務費ということで一括して計上しておりますので、前年度より増額となっているところです。

次に、標準化改修関係におきましては、システムの標準化が令和8年度へ延伸したことで、こちらも前年度より増額となっているところでございます。

また、新たにですが、事務の効率化を図るため、生成AIを導入するための利用料を計上しているところでございます。

次に、庁舎管理費関係でございます。庁舎内におきまして、Wi-Fi環境を整備するための工事費189万2,000円及びカスタマーハラスメント対策のため音声対応装置機器の導入関係で60万2,000円を計上しているところでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） その下の段でございますが、公共施設等総合管理計画等整備事業でございます。

現状・将来の見通しを踏まえ公共施設等の管理に関する計画を策定するものでございます。

その2段下、地域おこし協力隊事業でございますが、1名採用が決まったと先ほど申し上げましたが、まだ募集したいというふうに思っておりますので、増員を図っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、1ページの下のほうでございます。

生活安全対策事業でございます。こちらの中の自衛消防隊助成金では、自主防災組織運営費の補助金につきまして、組織の防災力の向上を図るため、限度額を5万円から10万円へ引き上げるなどを含め67万円を計上しております。

次に、消防意識の向上を高めるため、新たに防災士育成事業補助金を創設したところでございます。また、地域防災及び国土強靱化の各計画につきましては、更新のため委託料をそれぞれ計上をしているところでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 2ページをお願いいたします。

上から3段目、ふれあいバス運行事業でございますが、通常の運行委託料に加え、来年度は車両の更新をいたしたいと思っております。以上でございます。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 続きまして、徴税费でございます。

前年度からの変更で主なものを御説明させていただきます。

一番上の総合行政情報システム利用料等の納税通知書等電子化対応システム改修業務委託料99万円は、地方公共団体情報システムの標準化に伴う改修業務委託料でございます。

続きまして、固定資産税委託料、固定資産評価基礎資料整備委託料1,804万円につきましては、令和9年の固定資産の評価替えに伴う基礎資料の整備に伴う委託料でございます。

同じく土地評価事務取扱要領更新業務委託料41万8,000円並びに家屋評価事務取扱要領更新

業務委託料118万8,000円につきましても、令和9年の固定資産の評価替えに係る事務取扱要領の更新に伴う委託料でございます。

その他、前年度と大きな変更がございませんので省略させていただきます。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、戸籍住民基本台帳費でございます。

戸籍総合システム事業の中、1,878万2,000円の中で、戸籍機器更新業務委託料805万7,000円でございます。こちらは、サーバー室の戸籍サーバーの更新に伴う経費でございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、選挙費でございます。こちらは、令和9年4月執行予定の岐阜県議会議員選挙及び関ヶ原町議会議員選挙の準備経費として、合わせて211万1,000円を計上させていただいております。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、民生費をお願いいたします。

3ページでございます。

社会福祉費の1つ目、生活介護事業所設置事業1,710万6,000円でございます。さくらんぼの家の運営を社会福祉協議会に委託する経費1,310万6,000円及び移転のための改修工事設計業務400万円でございます。

3つ飛びまして、障害者自立支援事業1億9,195万4,000円でございます。障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の策定業務、3年に1度の見直しでございます。102万3,000円を計上してございます。

また、障がい者等の福祉サービスを提供するための介護給付費・訓練等給付費等、また基幹相談支援センター業務の委託、サービス費等の給付費等につきましては、国・県の4分の3の補助がございます。一般財源としましては、町の負担が5,424万2,000円でございます。

次に、町社会福祉協議会補助金4,885万7,000円でございます。社会福祉法人の法人運営部門でございます人件費を含めた補助でございますが、こちらも所属の異動及び給与改定等々に伴い、人件費分が増額となっております。

次、4ページをお願いいたします。

児童福祉費でございますが、3つ目の障害児施設給付事業でございます。18歳未満の児童福祉法に基づく障がい児施設の通所等支援の費用で5,055万9,000円でございます。こちらも国と県で補助が4分の3でございます。

3つ飛びまして、高等学校等就学支援金給付事業296万2,000円、これは新規事業でございます。新たに高等学校等の就学支援金として、1年生から3年生まで毎年2万円を支給するものでございます。

5ページでございます。よろしく申し上げます。

2つ目、旧保育園施設解体事業900万円でございますが、東保育園の解体工事設計業務委託料でございます。西保育園と年度を分けて解体の予定でございます。

子育て支援拠点整備事業 1 億3,105万6,000円でございますが、工事費の令和8年度分、また竣工式等の開設準備経費、除雪車の購入経費でございます。よろしくお願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 失礼します。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございますが、説明の上から4つ目になりますが、空調設備改修工事でございます。こちらは、開所より22年を経過しました国保保健福祉総合施設やすらぎの空調設備の改修でございます。経年劣化により生じた不具合のため、空調設備全体の一部について行うというものになっております。

次、母子保健事業につきましては、産後ケア事業、こちらにつきましては、従来出産後1年間に育児サポートとして無料で助産師の訪問、支援を2回受けられるサービスがございましたが、それに加えて、来年度は産後の心身の不調の緩和、子育て支援提供等を目的としまして、産婦人科等に通所または宿泊のサービスを開始させていただきます。

続いて、予防接種事業におきましては、呼吸器疾患であるRSウイルスの疾患を防ぐためのRS母子免疫ワクチンの定期接種を開始させていただきます。

6ページになります。

健康増進事業の中では、関ヶ原町における死因割合の第1位かつ介護を必要とする原因の第2位でありますがんの検診につきまして、従来の電話申込み等に加えてウェブによる24時間体制での受付を可能とすることで、受診率の向上と健康寿命の延伸を図るという事業を開始させていただきます。以上です。

○水道環境課長（坂東 崇君） 公害対策事業414万7,000円につきましては、毎年実施しております総合環境調査の委託料で、町内の河川水質、河川底質調査等の委託料となります。

合併処理浄化槽設置整備補助事業としまして39万円、5人槽1基分の補助でございます。

斎苑管理事業としまして、斎苑設備の修繕工事、また火葬業務の委託料などで2,324万8,000円を計上しております。

続きまして、清掃費となりますが、一部事務組合の負担金は、合計で1億4,776万2,000円となっております。

また、可燃・不燃・資源ごみの委託に6,847万2,000円、指定ごみ袋作成に291万3,000円を計上しております。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 農林水産業費、農業費のほうでございます。

新規事業としまして、農業用ドローン操縦資格取得に対し、半額で最大1人10万円の補助を予定しております。

農業機械等導入支援事業674万2,000円におきましては、担い手に対し自走式草刈機に対し補助を新規で、県単スマート農業事業補助では、効率化に係る機械補助4件分、国費該当分では1件の補助を予定しております。

7ページをお願いいたします。

農業施設等整備事業1,000万円は、御祭田2号ため池の廃止を予定しております。

次に、林業費でございます。

治山事業では、秋葉地区の排水路工事、最終年度になります。2,640万円を、さらに新規としまして五平谷地区の排水路測量設計委託費に1,032万5,000円を計上いたしております。

町単独林道改良助成事業につきまして、50万円でございますが、補助金の上限を拡充いたしております。

○地域振興課長（関東正晃君） 続きまして、商工費でございます。

2段目の起業支援補助金200万円は、町内で新たに起業する事業者についてその経費の一部を補助するもので、観光関連に資する事業については150万円、その他の事業については50万円を限度として補助するものでございます。

3段目のプレミアム商品券発行事業補助金1,047万2,000円でございますが、物価高騰対策に合わせまして、町内の経済活性化を目的として、来年度は4,000万円に20%のプレミアムを乗せ、総額4,800万円分の商品券を商工会が主体となって発行するものでございます。

次のページ、8ページでございます。

一番上の関ヶ原観光活性化事業委託料220万円につきましては、関係人口の創出に向けた関ヶ原ファンクラブの運営等を引き続き委託して実施するものでございます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、その下3つ目でございます。関ヶ原古戦場ランドデザイン事業4,846万6,000円でございます。まず、戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業として、駅前大型LEDビジョン等で放映する観光PR映像の制作や記念館の企画展に合わせた連携事業のほか、ポケットパークマルシェの継続的な開催によるにぎわい創出及び着地型旅行商品の効果的なPR、新たな商品の造成によりさらなる町内の周遊を図るものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 土木費の道路橋梁費では、道路橋梁維持事業としまして、橋梁点検業務に1,280万円、舗装・補修工事などで、町民プール横の伊勢街道の舗装に234万3,000円、駅前・東西線の舗装に680万5,000円などを計上いたしております。

次の道路橋梁新設改良事業では、町道山中六反田線改良工事に1億2,000万円、合川2号線では側溝改良工事を計上しております。

除雪対策事業におきましては、今須地内で消雪設備の敷設を開始します。初年度分として3,000万円を計上いたしております。

河川費でございます。

河川維持事業では、東町地内の池下川で護岸整備工事として1,133万7,000円、祖父谷グリーンウッド裏の県営急傾斜地崩壊対策事業の県への負担金500万円を計上いたしております。

都市計画費では、今年から立案しております立地適正化計画の委託料に626万5,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

地籍調査事業3,379万円では、新たに福井地区と大場地区の2地区を新規着手いたします。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、消防費でございます。

消防費の備品購入費でございますが、こちらは、可搬式の小型ポンプの1台及び軽車両の消防車1台を購入などをさせていただくため、計上をさせていただいております。

下の災害対策事務経費でございます。こちらは、災害対策関係の全般でございますが、非常食やブルーシート、また携帯トイレの充実などで、災害用備蓄備品物品で200万円、また折り畳み式の簡易ベッド及び同じく折り畳みの簡易テント等の災害用備品購入として188万円を計上しております。

○教育課長（徳永英俊君） 続きまして、教育費、教育総務費において、市町村学校給食負担軽減県補助金及び物価高騰対応国庫補助金を活用し、学校給食への補助金1,356万5,000円を計上しております。

次に、小学校費の小学校施設整備事業において、学校施設環境改善国庫補助金及び過疎対策事業債を財源に、断熱工事を含む小学校屋内運動場空調設置工事費1億5,754万2,000円並びに工事管理業務委託料267万3,000円を計上し、その他施設修繕費と合わせ1億6,575万円を計上しております。

また、小学校費では、教育用ICT整備事業として、児童・生徒が学習に使用するタブレット端末の機器や教職員用パソコン等のリース料、保守料等に1,417万円を計上しております。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

中学校費におきましても、小学校費同様に教育用ICT整備事業として、タブレット端末等の機器のリース料、保守料等により1,264万8,000円を計上しております。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、社会教育費でございまして、上から6行目の文化財保存事業1,163万7,000円でございます。こちらは、今須地区の間屋場の一般公開に向けて、施設改修に係る基本設計及び実施設計を実施するものでございます。

そして、その下の下、史跡整備事業（ランドデザイン）の3,084万4,000円でございます。今年度策定予定の笹尾山周辺整備基本設計に基づき、樹木伐採、構造物撤去、階段改修等の実施設計及び整備工事等を実施するものでございます。

○教育課長（徳永英俊君） 11ページをお願いいたします。

ちょっと飛びますが、保健体育費では、各種社会体育施設管理事業において、町民体育館管理事業のうち、施設改修として今須体育館のバスケットゴールの修繕費71万5,000円、町民体育館2階防犯カメラ設置工事費90万9,000円を計上しております。

また、町民プール管理事業では、ろ過装置修繕費109万7,000円、その他もろもろを計上し、社会体育施設の維持管理のための予算を計上しております。

○議長（松井正樹君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、引き続き一般会計、歳入の説明をさせていただきます。

先ほどの総括説明で用意いただきました予算資料を御準備ください。

3ページをお願いいたします。

最初に町税でございますが、全体で12億4,400万6,000円、対前年度比1,270万1,000円、1.0%の増となっております。

町民税が、個人住民税、法人町民税の増により2,380万円の増、固定資産税が999万9,000円の減となっております。譲与税、交付金につきましては、地財計画などこれらの実績によりまして予算化をしております。

飛んでいただきまして、地方交付税14億8,000万円、3,000万円、2.1%の増となっております。過疎対策事業債の償還費の増加分を見込んでおります。

分担金及び負担金ですが、350万8,000円の減、49.5%の減でございますが、ゼロから2歳児の保育料無償化に伴う保育料の減などによるものでございます。

使用料及び手数料ですが、723万1,000円の減、10.2%の減でございますが、職員駐車場使用料、キャンプ場使用料などの減などによるものでございます。

国庫支出金ですが、141万5,000円の減、0.3%の減ですが、橋梁補修事業に伴う道路メンテナンス事業補助金の減や情報システム標準化改修事業に伴うデジタル基盤改革支援補助金を諸収入に組み替えたことによるものでございます。

県支出金ですが、3,052万9,000円の増、11.3%の増となっております。関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金や市町村学校給食費負担軽減交付金の増などによるものでございます。

財産収入ですが、260万1,000円の増、92.2%の増ですが、財政調整基金利子、減債基金利子などの利子の増額などによるものでございます。

寄附金のふるさと納税寄附金につきましては、新たなPR方法を模索し、1億円を計上させていただいております。

繰入金でございますが、目的事業への充当と財源不足を補うため4億9,000万3,000円を計上させていただいております。

繰越金につきましては、令和7年度と同額の8,000万円を計上させていただいております。

諸収入ですが、3,867万1,000円の増、86.6%の増となっておりますが、情報システム標準化改修事業に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増などによるものでございます。

町債につきましては、12億6,750万円の減、71.4%の減となっております。子育て支援拠点整備事業の減により大幅な減となっておりますが、その他の事業につきましても優先順位を設定し、前年度同様、最小限の予算としております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思っております。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。

自主財源と依存財源の円グラフですが、令和8年度は過疎対策事業債の減による地方債の減やの地方税諸収入の増により、令和7年度に比べ自主財源の比率が高くなっております。

以上、簡単ではございますが歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第35号 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第35号 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和8年度当初予算の総額は1億8,500万円で、令和7年度当初予算額1億7,100万円に対しまして1,400万円、約8.2%の増額でございます。

予算事業説明一覧表の12ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金は1億8,282万4,000円で、令和7年度に比べて2,150万6,000円の増額でございます。保険料分の増によるものでございます。2年ごとの保険料率の改定及び新たに賦課される子ども・子育て支援納付金分が増額の要因となっております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

令和8年度当初予算の総額は6億5,230万円で、令和7年度当初予算額7億1,210万円に対しまして5,980万円、約8.4%の減額となっております。

予算事業説明一覧表では、12ページと13ページでございます。

まず、12ページの保険給付費でございますが、そのうちの療養給付費は3億7,658万4,000円、また療養費は274万8,000円、いずれも減額の予算計上でございますが、近年の実績に基づいて計上をさせていただいております。

高額療養費は5,400万円でございます。こちらも減額の予算計上でございます。

国民健康保険事業費納付金でございますが、1億6,347万8,000円で、319万4,000円の減でございます。こちらは、岐阜県算定の数値を基に計上をしております。

13ページをお願いいたします。

特定健診等事業費は567万2,000円で、508万9,000円の減でございます。2年間実施しました受診勧奨の委託業務等の委託料を減額したことによるものでございます。

保健福祉総合施設管理事業につきましては前年度並み、また健康増進指導事業につきましては、標準化に伴い健康管理システムの経費等、増額の予算計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第37号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について説明を求めます。

小畑診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君） 議案第37号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の説明を申し上げます。

令和8年度当初予算の総額は5億9,210万円、令和7年度当初予算5億8,770万円に対しまして440万円の増、約0.7%の増でございます。

13ページのほうで説明をさせていただきます。

まず、岐阜大学地域医療医学講座事業としまして、地域医療運動器医学講座と低侵襲・がん集学的治療学講座をそれぞれの機関により新たな開始年度として継続させていただきます。

次に、学術研究助成事業としまして、地域医療消化器内科学学術研究助成を継続します。

また、医療機器整備事業としまして、次のページにわたっておりますが、生化学自動分析装置以下8種の医療機器等を整備させていただきます。

そして、14ページになりますが、地方債償還事業としまして、平成28年度以前、29年度以後につきましては、令和3年度以降の過疎債、過疎対策事業債を含めて償還するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第38号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第38号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計予算でございます。

令和8年度当初予算額の総額は9億2,610万円で、令和7年度当初予算額9億2,100万円に対しまして510万円、約0.6%の増額でございます。

予算事業説明一覧表では、14ページから16ページでございます。

まず、14ページの総務管理費でございますが、第10期の介護保険事業計画策定業務委託の経費180万円を計上してございます。3年に1度の計画の策定でございます。

続きまして、保険給付費でございますが、居宅介護サービス給付費は2億9,000万円、また地域密着型介護サービス給付費は1億2,000万円、施設介護サービス給付費は3億3,700万円と、令和7年度の決算見込みにより計上をさせていただいております。保険給付費としましては829万5,000円の増で、8億5,625万円となっております。

15ページの地域支援事業でございます。

介護予防ケアマネジメント事業1,168万8,000円、続きまして16ページの介護予防・生活支援サービス832万2,000円も若干増額をさせていただいております。地域支援事業としては、前年度予算より約270万円増の4,028万2,000円を計上してございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第39号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について説明を求めます。

吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第39号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は2億7,870万円で、対前年と比較し予算総額が670万円の増額となっております。

予算事業説明一覧表は16ページ、17ページでございます。よろしくお願いたします。

施設管理事業の一般管理費3,731万4,000円は、主に国保保健福祉総合施設やすらぎ1階の介護サービス事業分の施設維持管理費に要する経費となりますが、主なものは令和9年度の介護報酬改定に向けた介護給付管理システム及び機器の更新といった環境構築作業委託料や、また介護事業事務機器の一部更新による機器リース料等の増額により、対前年比304万8,000円の増としております。

続いて、中段になります居宅サービス事業につきましては、ヘルパーステーション事業費が1,902万1,000円、訪問看護ステーション事業費が3,015万3,000円、デイサービスセンター事業費が5,495万3,000円で、看護小規模多機能型居宅介護事業費が1億152万5,000円で、居宅サービス事業総額としまして2億565万2,000円としております。前年度予算対比としましては、992万7,000円の増としております。

各事業における主な支出は人件費となっておりますが、他の支出として診療所施設の使用に伴う光熱水費やその他の施設維持経費について、国民健康保険特別会計（直診勘定）へ支出するための施設利用負担金として、訪問看護ステーション事業に35万2,000円、看護小規模多機能型居宅介護事業費に1,190万7,000円をそれぞれ予算計上しております。

施設利用負担金につきましては、診療所施設の電気室の変圧器等の改修もあり、負担金として前年度予算対比258万4,000円の増となっております。

また、対前年比増額となった主な事項としましては、職員の人件費であり、前年度対比682万1,000円の増となっております。

次に、17ページの上段になります居宅支援サービス等事業は3,371万4,000円を計上しており、社協職員の給与等の負担金を含め人件費分が主な事業費となっており、職員1名の減もあり、前年度対比627万5,000円の減額とする予算としております。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第40号 令和8年度関ヶ原町水道事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

議案第40号 令和8年度関ヶ原町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和8年度の当初予算額総額は4億120万6,000円で、令和7年度当初予算の総額4億740万2,000円に対し619万6,000円の減となっております。

予算事業説明一覧表の17ページをお願いいたします。

3条関係の営業費用の原水及び浄水費につきまして、各浄水場の計装機器点検業務、藤古川浄水場新設業務や修繕費などで5,612万1,000円を計上しております。

配水及び給水費としまして、漏水調査委託料や修繕費などで2,436万1,000円を計上しております。

総係費としまして2,553万1,000円、減価償却費といたしまして8,315万3,000円を計上しております。

続きまして、4条関係ですが、原水及び浄水施設建設改良費としまして、第4次拡張事業として、平井浄水場整備工事として6号井さく井及び導水管整備、電気通信設備工事費を計上し、また浄水場の設備更新等で1億4,907万3,000円を計上しております。

配水及び給水設備建設改良費としまして、老朽管布設替工事で六反田地内及び県道牧田関ヶ原線の敷設替工事を計上し、消火栓設置工事等で2,531万9,000円を計上しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第41号 令和8年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 議案第41号 令和8年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和8年度の当初予算総額は5億240万3,000円で、令和7年度の当初予算総額5億3,657万3,000円に対し3,417万円の減となっております。

予算事業説明一覧表の18ページをお願いいたします。

3条関係の営業費用で、処理場費の1億385万9,000円のうち、処理場管理委託関係で6,455万4,000円、処理場の耐震診断に2,250万円を計上しております。

次に、管きよ費の3,140万8,000円のうち、マンホールポンプ保守点検委託料に642万円、管路施設点検・調査業務に738万9,000円を計上しております。

総係費としまして1,994万4,000円、また減価償却費として1億7,238万円を計上しております。

続きまして、4条関係としまして、処理場施設建設改良費、電気設備更新工事に36万9,000円、管きよ施設建設改良費としまして、公共マス設置工事に300万円を計上しております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） すみません、議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算について御説明させていただきます。

令和8年度の当初予算総額は1億1,459万4,000円で、令和7年度当初予算総額の1億1,567万円に対し107万6,000円の減となっております。

予算事業説明一覧表の19ページをお願いいたします。

3条関係の営業費用で、処理場費の2,050万5,000円のうち、処理場の維持管理委託に1,075万1,000円を計上しております。

次に、管きよ費532万5,000円のうち262万5,000円は、中継ポンプ保守点検委託料となっております。

総係費において729万3,000円、減価償却費として3,605万8,000円を計上しております。

続きまして、4条関係としまして、管きよ費施設建設改良費としまして、公共マス設置工事に60万円、マンホールポンプ取替工事に678万4,000円を計上し、リース資産購入費としまして、処理場内のLED化工事分としまして9万9,000円を計上しております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで令和8年度の予算関係の説明を終了します。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。総括的、

大綱的な質疑でございます。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

なさそうですね。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第33号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についてから議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までについては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第42号までについては、予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時03分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に子安健司君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので御報告いたします。

なお、各会計の予算審査特別委員会の日時は、3月11日水曜日午前9時から開催されることに決められましたので御報告いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から17日までの13日間は休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日5日から17日までの13日間は休会とすることに決しました。

来る3月18日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締切りは3月10日火曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時04分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 子 安 健 司

会議録署名議員 中 川 武 子

